

		人口	前月比
人	男	90,238人 (1,026人)	56増 (12減)
	女	91,218人 (1,304人)	36増 (10減)
	合計	181,456人 (2,330人)	92増 (22減)
世帯数		79,677世帯 (1,205世帯)	56増 (28減)

カッコ内は外国人登録人口(再掲)

## 今号の主な内容

### 2面 ごみ収集方法「市民の意見を聞く会」を開催

市では、ごみの収集方法の統一に向けて、1月～3月の間、市内32か所で「市民の意見を聞く会」を開催します。ぜひご来場ください。

### 3面 全国人権作文コンテスト



全国中学生人権作文コンテストで、田無第三中学校の加賀麻梨絵さんと田無第四中学校の木村沙紀さんが入選しました。

### 3面 男女平等参画推進フォーラムを開催



第1回西東京市男女平等参画推進フォーラムを、講演会・分科会と2日間にわたり開催します。皆さんご参加ください。

### 4～5面 公共施設予約サービスが始まります



市民の皆さんが、手軽に公共施設の使用予約ができるよう、5月1日から公共施設予約サービスを開始します。

平成13年中に所得のなかった方も、申告をすることにより、非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告・シルバパス申請などに必要)、国民健康保険料の算定、老人福祉年金等の支給、老人医療証の発行、介護保険料の算定などの基礎資料になりますので、申告用紙裏面の「所得のなかった方」の記載欄の当てはまる箇所に記入し、

所得のなかった方も申告を

平成13年中に所得のなかった方も、申告をすることにより、非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告・シルバパス申請などに必要)、国民健康保険料の算定、老人福祉年金等の支給、老人医療証の発行、介護保険料の算定などの基礎資料になりますので、申告用紙裏面の「所得のなかった方」の記載欄の当てはまる箇所に記入し、

所得のなかった方も申告を  
平成13年中に所得のなかった方も、申告をすることにより、非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告・シルバパス申請などに必要)、国民健康保険料の算定、老人福祉年金等の支給、老人医療証の発行、介護保険料の算定などの基礎資料になりますので、申告用紙裏面の「所得のなかった方」の記載欄の当てはまる箇所に記入し、

所得のなかった方も申告を  
平成13年中に所得のなかった方も、申告をすることにより、非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告・シルバパス申請などに必要)、国民健康保険料の算定、老人福祉年金等の支給、老人医療証の発行、介護保険料の算定などの基礎資料になりますので、申告用紙裏面の「所得のなかった方」の記載欄の当てはまる箇所に記入し、

所得のなかった方も申告を  
平成13年中に所得のなかった方も、申告をすることにより、非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告・シルバパス申請などに必要)、国民健康保険料の算定、老人福祉年金等の支給、老人医療証の発行、介護保険料の算定などの基礎資料になりますので、申告用紙裏面の「所得のなかった方」の記載欄の当てはまる箇所に記入し、

所得のなかった方も申告を  
平成13年中に所得のなかった方も、申告をすることにより、非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告・シルバパス申請などに必要)、国民健康保険料の算定、老人福祉年金等の支給、老人医療証の発行、介護保険料の算定などの基礎資料になりますので、申告用紙裏面の「所得のなかった方」の記載欄の当てはまる箇所に記入し、

所得のなかった方も申告を  
平成13年中に所得のなかった方も、申告をすることにより、非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告・シルバパス申請などに必要)、国民健康保険料の算定、老人福祉年金等の支給、老人医療証の発行、介護保険料の算定などの基礎資料になりますので、申告用紙裏面の「所得のなかった方」の記載欄の当てはまる箇所に記入し、

所得のなかった方も申告を  
平成13年中に所得のなかった方も、申告をすることにより、非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告・シルバパス申請などに必要)、国民健康保険料の算定、老人福祉年金等の支給、老人医療証の発行、介護保険料の算定などの基礎資料になりますので、申告用紙裏面の「所得のなかった方」の記載欄の当てはまる箇所に記入し、

所得のなかった方も申告を  
平成13年中に所得のなかった方も、申告をすることにより、非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告・シルバパス申請などに必要)、国民健康保険料の算定、老人福祉年金等の支給、老人医療証の発行、介護保険料の算定などの基礎資料になりますので、申告用紙裏面の「所得のなかった方」の記載欄の当てはまる箇所に記入し、

所得のなかった方も申告を  
平成13年中に所得のなかった方も、申告をすることにより、非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告・シルバパス申請などに必要)、国民健康保険料の算定、老人福祉年金等の支給、老人医療証の発行、介護保険料の算定などの基礎資料になりますので、申告用紙裏面の「所得のなかった方」の記載欄の当てはまる箇所に記入し、

所得のなかった方も申告を  
平成13年中に所得のなかった方も、申告をすることにより、非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告・シルバパス申請などに必要)、国民健康保険料の算定、老人福祉年金等の支給、老人医療証の発行、介護保険料の算定などの基礎資料になりますので、申告用紙裏面の「所得のなかった方」の記載欄の当てはまる箇所に記入し、

# 税の申告はお早めに

田無庁舎 2月18日(月)～3月15日(金)  
保谷庁舎 3月4日(月)～3月15日(金)

今年も市民税・都民税(住民税)、所得税の申告の時期が近づいてきました。平成14年度の住民税の申告は市で、平成13年分の所得税の確定申告は東村山税務署で、それぞれ受け付けを行います。受付初日と受付締切日関係には、窓口がたいへん込み合いますので、混雑する時期を避けて申告をされるようお願いいたします。  
市民税課(田無庁舎内線1321・1328)、東村山税務署(東村山市本町1-20) 22番042-394-6811

### 市民税・都民税の申告

申告が必要な方  
平成14年1月1日現在、西東京市に住所があり、平成13年中に収入のあった方  
西東京市外に住所があり、西東京市内に事務所・家屋敷などを所有している方  
国民健康保険に加入している方  
所得税の確定申告を税務署に提出される方は、市民税・都民税の申告の必要はありません。  
市民税・都民税の申告書は1月31日に次の方に発送する予定です。  
● 昨年、市民税・都民税の申告書を提出した方  
● 昨年、西東京市に転入し、かつ国民健康保険に加入した方  
所得のなかった方も申告を

提出してください。

### 申告場所

市民税・都民税のみの相談・申告の受付窓口

会場	日程
新町福祉会館	2月6日(水)
保谷公民館	2月7日(木)
住吉福祉会館	2月8日(金)
下保谷福祉会館	2月12日(火)
ひばりが丘図書館	2月13日(水)

受付時間  
午前9時30分～11時30分  
午後1時～4時

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談申告の受付窓口

会場	日程
田無庁舎2階 展示コーナー	2月18日(月) ～3月15日(金)
保谷庁舎4階	3月4日(月) ～3月15日(金)

受付時間  
午前8時30分～11時30分  
午後1時～4時30分

申告書は自分で書いて  
早めに提出 納税は口座振替で  
所得税の申告と納税...2月18日

## 平成14年度から 固定資産税・都市計画税の納税通知書が統合されます

固定資産税・都市計画税については、毎年1月1日現在市内に所有されている固定資産(土地、家屋、償却資産)を合わせて、同一の所有者ごとに課税しています。平成13年度の課税は、平成13年1月1日が西東京市の合併以前でしたので、旧田無市分と旧保谷市分を分けて2通納税通知書を送付しました。

平成14年度の課税は、平成14年1月1日現在の同一所有者に対して、西東京市内の固定資産税を統合して課税することになります。この結果、平成14年度分からは、同一所有者ごとに1通に統合して送付しますので、ご承知おきください。ご不明な点は、お問い合わせください。  
資産税課(田無庁舎内線1331～1345)

## 固定資産税を口座振替されている方へ 納税通知書の統合に伴う

### 口座振替の照会を行います

固定資産税の納税通知書統合に該当する方で、それぞれの納付方法が、「口座振替」と「納付書での納付」のように異なる方については、統合に伴い、納付方法も統合していただく必要があります。該当する方に文書を送付しますので、14年度以降の納付方法をご回答ください。ご協力をお願いします。

納税課(田無庁舎内線1351～1354)

申告の際、必要となるもの  
申告書、計算機、筆記具、印鑑  
源泉徴収票等、平成13年中

### 税理士会の無料相談

東京税理士会東村山支部では、小規模事業者のための無料申告相談や申告書の作成指導(譲渡所得、相続税、贈与税を除く)を行います。給与所得者等の還付申告の方もご利用できます(所得金額が高

車の来場は、ご遠慮ください。

本年は各申告書の作成指導は行いません。各申告書の記載方法に疑問等がある方は、税務署・都税事務所・両庁舎申告会場をご利用ください。

2月1日(金)	保谷こもれび ホール
2月5日(火)	コール田無

午後1時30分～3時

### 所得税・事業税・住民税 申告の共同説明会を開催

筆記具、計算機等をご持参ください。

の収入金額のわかる書類 国民健康保険、国民年金、介護保険料、生命保険料、損害保険料、医療費控除等の各控除を受ける場合は、平成13年中に支払った領収書等金額がわかるもの(生命保険料、損害保険料は控除証明書を添付。医療費は領収書の添付と合計額を計算) 障害者の方は、障害者手帳または証明書 還付申告の方は、申告者名義の銀行等の口座番号

2月18日(月) 22日(金)	田無庁舎2階202 会議室
2月18日(月) 2月20日(水) 22日(金)	スポーツセンタ 1階会議室

午前9時30分～11時30分  
午後1時～3時

## 確定申告書の用紙が 新しくなります

平成14年1月平成13年分の確定申告から、所得税の確定申告書が新しくなります。申告書新様式は、様式を2種類に分離課税用などが別表に)用紙がA4サイズに(用紙が2枚に)記載欄を整理、手引きを充実手引きで計算、申告書に転記)しました。  
新様式の申告書は「確定申告書の手引き」に従って必要事項を記入すれば、出来るようになります。ぜひご自身で、申告書を作成してみてください。  
申告の用紙は、2月1日(金)から市民税課窓口および各出張所でも配布します。